

インボイス 導入前の準備



インボイス制度 令和5年(2023年)10月1日施行

インボイス制度とは 令和5年(2023年)10月1日から導入される仕入課税控除の方式です。インボイスとは一般的に取引内容(商品名・数量・単価・金額等)が記された文書のことであり送り状・納品書・請求書等 消費税の**適用税率**や**税額**の記載を義務づけることです。

今できる**4つ**のポイント

Point 1. 何をすればよい?

- ・ 適格請求書発行事業者の登録申請を行い**登録番号**を取得します。
- ・ 適格請求書発行事業者の登録申請締切は令和5年3月31日です。
※ 国税庁ホームページで公表されます。



Point 2. 次に何から始めよう?

- ・ 取引先(売手)に登録番号を通知する。 ※ 任意
- ・ 取引先(買手)の登録番号・登録日を集めて管理する。 ※ 任意

Point 3. どれをインボイスにする?

- ・ 取引先との間には、**契約書・見積書・注文書・納品書・請求書**
支払通知書・領収書など、様々な書類が介在しています。
その中でどれをインボイスにするのかを決定しておきます。

Point 4. 必要なシステムの改修

- ・ インボイスに対応する書類の**システム改修**を行う。
- ・ システムが取引先と連動している場合は、取引先との調整も必要となります。



有限会社 **オーエーシステムラボ**